

令和4年度 第3回 磐田市廃棄物減量化等推進審議会

日時：令和5年3月16日（木）午後1時30分～3時
会場：磐田市クリーンセンター2階研修室

次 第

- 1 開会
- 2 環境水道部長挨拶
- 3 議事
 - (1) 令和4年度の取組み状況について・・・・・・・・・・資料1
 - (2) 令和5年度主な取組み（案）について・・・・・・・・・・資料2
 - (3) 令和5年度磐田市一般廃棄物処理実施計画（案）について・・資料3
 - (4) その他報告事項
- 4 閉会

磐田市廃棄物減量化等推進審議会委員

任期：令和4年7月1日から令和6年6月30日まで

(順不同)

氏名	団体名等	備考
フジタ マコト 藤田 允	磐田市自治会連合会	会長
アンマ ミエ子 安間 美恵子	消費研究グループいそじ会	副会長
シラカワ サナエ 白川 早苗	シニアクラブ磐田市	
ナガイ さえ子 永井 さえ子	いわた消費者協会	
イマイズミ カヨ 今泉 佳代	磐田商工会議所	
ミヤチ ヒロシ 宮地 浩	磐田市商店会連盟	
アダチ リョウタ 足立 良太	遠州中央農業協同組合	
イトウ シンヤ 伊藤 慎弥	中遠リサイクル協同組合	
フタナベ カルロス 渡邊 カルロス	磐田市外国人情報窓口	
ネヅ ヤスヒロ 根津 康広	磐田市議会	
カマダ トシミ 鎌田 俊己	一般財団法人日本環境衛生センター専任講師	
アイバ クミ 相羽 久美	公募	
ミヤタ ノブオ 宮田 伸生	公募	
タマキ リョウタ 玉木 良汰	公募	

1 令和4年度の取組み状況について

(1) 食品ロス削減に関する取組み

「値引きシールを集めて食品ロス削減キャンペーン」を実施

令和3年度に県内で初めて実施した「値引きシールを集めて食品ロス削減キャンペーン」を市内30店舗で引き続き実施。

○応募数 6,904 通（令和4年10月30日～令和5年1月11日）

令和4年9月13日に3社（6店）と新たに食品ロス及びプラスチックごみの削減に向けた取組みに関する協定を締結



新たに3社(6店)と協定を締結

(2) プラスチックごみ削減に関する取組み

啓発用100%紙製ファイルの作成

ゼロカーボンシティの取組みの一環としてプラスチックごみ削減のため、100%紙製のクリアファイルを作成し、市民や事業所等に啓発を実施。

○2,000部を作成し、施設見学や説明会等で配布



(3) 3Rの推進に関する取組み

①雑がみ530(ごみゼロ)スタンプラリーを開催

リサイクルできる紙類を分別するきっかけとなるよう、スタンプラリーを実施。

- ・実施期間：令和4年3月1日（火）～令和4年5月30日（月）
- ・対象：市内在住の方（世帯単位での参加）
- ・記念品：しっぺいトイレットペーパー 世帯で1個（先着530個）
- ・実績：366kgの雑がみを回収



②ごみ減量標語の募集

オール磐田でごみを減らすため「ごみ減量標語」を市民から募集。受賞作品は令和5年度ごみ分別ガイドブック・ごみカレンダーに掲載。
○応募総数 528 件 優秀作品 6 点を選考（小学生以下 3 名、一般 3 名）



③広報いわた・市ホームページ等での啓発

・広報いわた

令和4年7月号 オール磐田でごみ減量！ごみ減量PR標語を大募集

○令和4年8月号 生ごみダイエット始めてみませんか

○令和4年9月号 どうする？災害時のごみ

○令和4年10月号 もったいない 減らそう！食品ロス

○令和5年2月号 雑がみ530(ごみゼロ)スタンプラリーを開催

・磐田市LINE公式アカウント

○令和5年2月より、ごみ収集日をお知らせするサービスを開始。

登録者数 4,080 人 令和5年2月末現在



④10月の「3R推進月間」及び「食品ロス削減月間」に併せた普及啓発

3R(リデュース・リユース・リサイクル)やプラスチックごみ削減、食品ロス削減を推進するため、市役所本庁舎やひと・ほんの庭にこっと展示コーナーで啓発を実施。

- 市役所本庁舎 令和4年10月17日～10月31日
- にこっと 令和4年11月1日～11月30日
- 中央図書館 令和4年12月1日～令和5年1月12日



⑤施設見学会、ごみの分別説明会

ごみ減量及びリサイクル推進の意識啓発を図るため、小中学生等を対象とした施設見学会、ごみの分別説明会を実施。

- 開催回数 60回 参加人数 2,781人 令和5年1月末現在



⑥生ごみ堆肥化容器設置費補助事業

家庭から出る生ごみの削減を図るため、生ごみ堆肥化容器を購入した家庭に補助金を交付。

令和3年度：設置基数87基（申請件数69件）

- 令和4年度：設置基数84基（申請件数68件）令和5年1月末現在



広報いわた8月号

市からのお知らせ



ページ番号 1001491

生ごみ堆肥化容器の 購入費補助制度

▶対象となる物

- ・コンポスト型容器
- ・EMほかし容器



底部がなく地面に
直接設置する容器

庭や畑のない場所
で設置できる密閉
された容器

※電気を使用する生ごみ処理機は除く

▶対象者

市内在住者

▶補助額

- ・1基あたり容器購入費用の2分の1で
上限3,000円(100円未満切り捨て)
- ※商品券や各店が発行するポイントなど
で支払われた部分は対象外
- ・年度ごとに1世帯2基まで

市は、市民の皆さんとともにごみ減量を進めています。その取り組みの一つとして生ごみ堆肥化容器(コンポスト)の購入費補助制度があります。家庭で出る生ごみを良質な堆肥にリサイクルしてみませんか？

＼私も使っています！／



ごみ対策課 坂倉主事

コンポストを使い始めて一番驚いたことは、可燃ごみ袋の「ずっしり」感がなくなったことです。嫌な臭いもしなくなったので、ごみ出しが本当にラクになりました。

堆肥化容器でごみ出しがラクに！

生ごみダイエットを始めてみませんか

◎ごみ対策課(磐田市クリーンセンター内)

TEL 0538-38112
FAX 0538-36797

⑦古紙等資源集団回収事業奨励金交付事業

古紙等の再資源化を推進するため、市内から出る古紙や空きびん、空き缶などを回収する団体に対して、回収量に応じて奨励金を交付。

令和3年度：回収量 約1,636t（登録団体数152団体）

○令和4年度：回収量 約1,271t（登録団体数140団体）令和5年1月末現在

(4) ごみの適正処理に関する取組み

① ごみ分別ガイドブックの改訂

適切なごみの分別、出し方を啓発するため、ごみ分別ガイドブックを改訂し、全戸配布。

○3月に全戸配布：日本語75,000部、ポルトガル語4,000部、英語1,500部、ベトナム語1,000部作成



② ごみ集積所設置費補助事業の実施

ごみ集積所の新設や修繕に要する費用の一部を補助金として自治会に交付。

令和3年度：交付件数44件 補助金額4,060,000円

○令和4年度：交付件数43件 補助金額4,558,000円 令和5年1月末現在

(5) 最適なごみの処理体制に関する取組み

① 大規模災害への対応

○令和4年台風15号における災害ごみに対応するため、仮置場を設置するとともに、災害協定締結業者11社による災害ごみ撤去活動を実施。 ※災害ごみ処理量 約750t



R4.7月に災害協定を締結

② リサイクルステーション・日曜リサイクルステーションの開設

・リサイクルステーション

開設日：月曜～金曜（祝日を除く）8時30分～17時

令和3年度：開設日数242日 利用者数64,155人

○令和4年度：開設日数202日 利用者数52,730人 令和5年1月末現在

・日曜リサイクルステーション

開設日：日曜9時～11時（毎週：磐田 第2：福田 第3：竜洋、豊岡 第4：豊田）

令和3年度：開設日数51日 利用者数13,680人

○令和4年度：開設日数43日 利用者数11,647人 令和5年1月末現在



③ 磐田市クリーンセンターの焼却灰やガラス、陶器の資源化

焼却灰やガラス、陶器の処理を民間施設に委託し、効率的・安定的に資源化するとともに、最終処分場への埋立処分量の削減を図った。

令和3年度：焼却灰2,219t、ガラス1t、陶器2t 資源化

○令和4年度：焼却灰1,811t、ガラス10t、陶器25t 資源化 令和5年1月末現在

④ 剪定枝・刈草のリサイクルの推進

○令和5年3月より、燃えるごみとしてクリーンセンターへ剪定枝・刈草を搬入する市民や事業所へ再生活用を推奨するためのチラシを配布。（別紙チラシ）

どうする？ 災害時の「ごみ」

ごみ対策課
(クリーンセンター内)

☎0538-37-4812

FAX 0538-36-9797

「台風シーズン到来！「ごみ」はどうしたらいいの？」

近年、台風やゲリラ豪雨、地震など、大規模災害が各地で多発しています。災害が発生したときには通常の「生活ごみ（家庭ごみ）」の他に、大量の「災害ごみ」が発生します。災害に備え、「ごみ」の処理方法について日ごろから確認をお願いします。

生活ごみの収集はあるの？

大雨や洪水などによる道路封鎖や大地震などの非常事態を除き、荒天時でも基本的に生活ごみの収集を停止することはありません。

なお、暴風時の「み出し」は「ごみの散乱」や「飛来物によるケガ」の危険がありますので、お急ぎでない場合は次回の収集日に出してください。状況により、収集を停止する場合は、市ホームページなどでお知らせします。

台風などで出たごみはどうしたらいいの？

通常どおり分別した上で指定された収集日に、地域の「ごみ集積所」へ出してください。

飛来ごみ（強風などで自分の敷地に飛来したタンなど）、所有者不明のごみ）についても通常の分別ルールに従って「ごみ集積所」へ出してください。



「生活ごみ」と「災害ごみ」に分けられます、 大規模災害時に出るごみは、

「災害ごみ」とは？

大規模な災害などにより壊れた家具や家電、家屋の損壊で発生した木くず、金属くず、瓦などのことです。

「生活ごみの収集はどうなる？」

災害の状況によっては、生活ごみ（家庭ごみ）の収集は「一時的に停止」する場合があります。生ごみや使用済みの紙オムツ、携帯トイレ（凝固剤で適切に処理されたもの）などの「可燃ごみ」を優先して収集再開していきます。収集再開のお知らせ後に、通常の「ごみ集積所」へ出してください。



「その他の生活ごみ」は？

プラスチック製容器包装、空き缶、空きびん、ペットボトル、廃食用油、金物・小型電化製品、有害ごみ、埋立ごみは、**収集再開まで自宅に分別して保管**してください。被害状況により、「ごみ」の出し方を変更する場合があります。

「ごみ」の出し方は、市ホームページでお知らせします。災害時でも必ず「ごみ」の分別をお願いします。

大規模災害の場合は仮置場へ

大規模災害が発生した時は、普段の集積所とは違う場所に災害ごみの仮置場（※）を設置する場合があります。設置状況は市ホームページなどでお知らせします。災害ごみの仮置場にも必ず分別してから持ち込んでください。

※災害ごみを分別、保管、処理するため一時的に集積する場所

もったいない 減らそう！食品ロス

10月30日は「食品ロス削減の日」です

ごみ対策課
(磐田市クリーンセンター内)
☎0538-37-4812
FAX 0538-36-9797

磐田市では循環型社会の形成を目指すため、昨年6月から市内の市民団体や事業所と「食品ロス及びプラスチックごみの削減に向けた取組みに関する協定」を締結し、食品ロスの削減に取り組んでいます。食品ロスを減らすため、食べ物を「買わず」「使い切る」「食べ切る」など、さまざまなことから始めましょう。

食品ロスってなんだろう？

「食品ロス」とは、まだ食べられるのに捨てられてしまっている食品のことです。日本では年間数百万トンもの食品が廃棄されています。(国民1人あたり毎日おにぎり1個分)
令和2年度「磐田市可燃ごみ内容物調査」によると、磐田市の家庭から排出される食品ロスの量は年間約1680トンで、食べ残しや未開封・未使用のまま捨てられている食品が生ごみのうち約2割を占めています。



▲手付かずで廃棄された食品

家庭で食品ロス削減のために できること(冷蔵庫編)

- ①食品をカテゴリー分けする
 - ・食品を調味料、麺類、乾物、粉もの、飲みもの、非常食などにカテゴリー分けしましょう
 - ・冷蔵庫は、定番食材、調理予定の食材、期限の近いもの、食べかけのもの、小さいものなどに分類しましょう
- ②整理整頓は「見える化」が効果抜群！
 - ・小さい食材はカゴやトレイを活用しましょう
 - ・中身が見える透明容器を活用しましょう
 - ・使いかけや早く食べるものは目立つ場所に置きましょう
- ③とりあえずのスペースを作る
 - ・詰めすぎず余裕を持った配置にしましょう
 - ・常にフリースペースを確保しておくことが、整理整頓を長続きさせるコツです
- ④冷蔵庫でも手前から取って
 - ・スーパの陳列棚のように、家の冷蔵庫や食品棚も、期限が長い食品を奥に、期限が近い食品を手前に保管しましょう

値引きシール

を集めて 食品ロス削減キャンペーン

県内初の取り組みとして昨年度4千通以上の応募をいただき、好評につき2回目となるこのキャンペーンは、**対象スーパーで値引きシールが貼ってある食品を購入**することで、消費・賞味期限切れによって廃棄される「食品ロスの削減」につなげることを目的としています。ぜひ、市民の皆さまのご応募をお願いします。

と き / 10月30日(日)～来年1月11日(休)

対象者 / 市内在住の方

応募方法 /

市ホームページ▶



- ①市内対象店舗で値引きシールの貼られた商品を購入する
 - ②値引きシール5枚を対象店舗などにある専用応募はがき(10月29日(土)から配布します。市ホームページからもダウンロード可)にテープなどで貼る
 - ③必要事項を記入し、切手を貼って郵送するか、直接ごみ対策課、環境課(西庁舎1階)または各支所にある応募箱へ
 - ④抽選で100名にっぺいグッズが当たります。
- その他 / 対象店舗など詳しくは市ホームページをご確認ください。



▲表彰式に出席した受賞者の皆さん
(左から牛田さん、渡邊さん、熊谷さん)

オール磐田でゴミ減量を目指すため「ごみ減量標語」を募集したところ、528点の応募をいただきました。
磐田市廃棄物減量化等推進審議会の委員による審査を経て、各部門の優秀賞3点が決定し、12月27日(火)に表彰式を開催しました。優秀作品は3月発行の「ごみ分別ガイドブック、ごみ収集カレンダー」にて掲載し、啓発していきます。

530を目標そう！

オール磐田でゴミ減量！ 優秀標語決定！

ごみ減量標語 優秀作品

優秀作品6点を紹介します。

【小学生以下の部】

捨てるゴミ 分別すれば 生き返る

(牛田藍土さん)

ゴミゼロは 一人一人の 心がけ

(諏訪京介さん)

野菜の皮 食べると意外と おいしいよ

(渡邊聡太さん)

【一般(中学生以上)の部】

分別で 増やす資源と 減らすごみ

(樋口英世さん)

がんばろう オール磐田で「ごみ減量

(鈴木寿子さん)

ワイシャツが 台拭きになり 今雑巾

(熊谷久恵さん)

ごみ対策課
(磐田市クリーンセンター内)
TEL 0538-37-4812
FAX 0538-36-9797

楽しく集めてもらっちゃおう♪

ページ番号 1001474

第3回『雑がみ530スタンプラリー』開催！

雑がみを分別してスタンプを集めると、しっぺいトイレトパーパーと交換できます。みんなで楽しみながら、雑がみ(菓子箱、ティッシュ箱、学校プリント、トイレトパーパーの芯、小さな紙きれなど)を分別する習慣を身に付けましょう。

- ▶ 期間 3月1日(水)～5月30日(火)
- ▶ 対象 市内在住の方(世帯単位でご参加ください)
- ▶ 受付 市内5地区のリサイクルステーション

▶ 参加方法

- ① 雑がみを紙袋に30枚以上集める
- ② 雑がみを入れた紙袋をリサイクルステーションに持参し、スタッフに渡してスタンプをもらう(スタンプは1日1つ)
- ③ スタンプが2つ集まったら、先着順でしっぺいトイレトパーパーを世帯に1個プレゼント

※スタンプラリーへの参加は、各世帯1回限り
※持参日・枚数は各自記入してください

『雑がみ530スタンプラリー』参加用紙

月 日	月 日
枚	枚
1	2

※参加用紙は切り取らずに、このままお持ちください

【リサイクルステーション】

ページ番号 1001466

地区	場所	住所	開設日時
磐田	リサイクルステーション	新島252-2	月～金曜日 (祝日除く)
			毎週日曜日
福田	福田交番西向かい	福田2483	第2日曜日
竜洋	竜洋古紙ストックヤード	平間1613-1	第3日曜日
豊岡	豊岡支所南側駐車場	下野部48	第3日曜日
豊田	磐田市防災備蓄 ステーション (旧豊田支所) 北側駐車場	森岡150	午前9時～11時
			第4日曜日

参考：ごみ減量関連事例発表・報道等一覧

令和3年

- 7/2 中日「食品ロスとごみ減 磐田市 市民団体や業者と協定」
- 7/4 静岡「食品ロスプラごみ削減へ磐田市事業者らと協定県内初」
- 10/14 広報いわた「値引きシールを集めて食品ロス削減」
- 11/1 時事通信 i JAMP「値引きシールでオリジナルグッズ=磐田市」
- 11/4 静岡第一テレビ「値引きシールで食品ロス削減へ」
- 11/12 静岡「シールで食品ロス防止 磐田市 集めてプレゼントも」
- 11/17 中日「値引きシール集め食品ロス削減 磐田市キャンペーン」
- 12/2 静岡「食品ロス削減へPR イベント in ひと・ほんの庭にこっと」

令和4年

- 1/28 静岡「磐田市、プラごみ削減へ、紙ファイル製作」
- 1/28 中日「クリアファイル紙で作りました」
- 5/1 磐田市議会だより5月号 特集「減らそう食品ロス」
- 8/10 中日「オール磐田でごみ減量 標語を募集」
- 10/19 広報いわた「もったいない！減らそう食品ロス」
- 10/19 静岡産業大学冠講座「磐田市のごみの現状について」 事例発表
- 10/21 静岡県3R推進フォーラム「磐田市における食品ロス削減の取組み」 事例発表
- 12/29 中日「ごみ減量 優秀標語 表彰です 磐田市」
- 12/30 静岡「ごみ減量標語を表彰 磐田市」



10/21 静岡市民文化会館での事例発表の様子 10/19 静岡産業大学での事例発表の様子

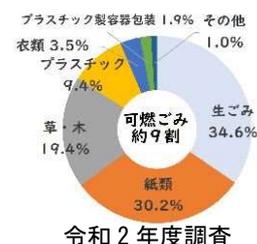
2 令和5年度主な取組み（案）について

資料2

(1) 食品ロス削減に関する取組み

① 可燃ごみ組成調査の実施

家庭ごみの約9割を占める可燃ごみの内容物調査を行い、ごみの減量施策を検討するとともに、食品ロスの実態把握とプラスチック一括回収に向けた資料として活用する。



② 「値引きシールを集めて食品ロス削減キャンペーン」を実施

令和4年度に実施した「値引きシールを集めて食品ロス削減キャンペーン」の応募数が6,904通と好評であったため、引き続き食品ロス削減の意識啓発を図るため、事業者及びいわた消費者協会と調整の上、実施する。



(2) プラスチックごみ削減に関する取組み

① 啓発用100%紙製ファイルの作成

ゼロカーボンシティの取組みの一環であるプラスチックごみ削減のため、100%紙製のクリアファイルを作成し、市民や事業所等に啓発する。



② プラスチック製クリアファイルの資源回収

使用後に可燃ごみとして捨てられてしまうプラスチック製クリアファイルをリサイクルステーションで新たに回収しリサイクルする。

(3) ごみの適正処理に関する取組み

① 外国人向けごみの出し方動画の製作(ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語)

ガイドブックなど紙面では分かりにくいごみ出しのルールを周知する。ごみ分別動画(DVD)「どうなるの?我が家のごみ」を3カ国語に翻訳。



② ごみ袋の記名が難しい事情がある方に記号の割り当ての実施

プライバシー等の観点で事情があり記名が難しい場合に、ごみ対策課に申請することで「記号」を割り当てる手続きを新たに始める。

(4) 最適なごみの処理体制に関する取組み

① 災害廃棄物仮置場の資材拡充

大規模地震や台風などの時に発生する災害廃棄物に対応するため、仮置場の資材を拡充する。



② リサイクルステーション・日曜リサイクルステーションの回収品目を拡充

市民の排出環境充実を図るため、リサイクルステーション(常設)と市内4か所の日曜リサイクルステーションで回収品目を拡充する。

○電子タバコ、加熱式タバコ、携帯式扇風機などの充電式電池が内蔵された機器、クリアファイルを回収品目に追加

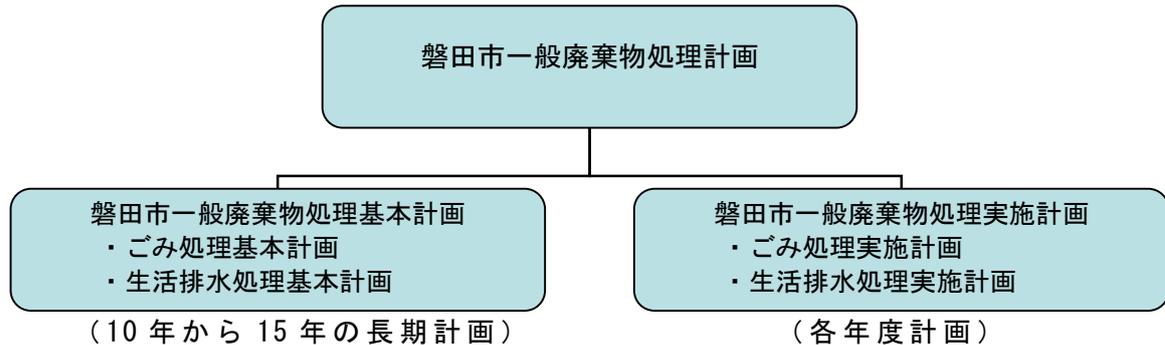
3 令和 5 年度 磐田市一般廃棄物処理実施計画（案）について

①一般廃棄物処理計画とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項に基づき策定しています。

（参考）廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第 6 条 1 項 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。



②磐田市一般廃棄物処理実施計画（令和 5 年度）

令和 5 年 3 月に、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 1 年間を計画期間とした実施計画を策定します。

《計画の主な内容》

第 1 節 総則

目的、計画期間、計画区域

第 2 節 ごみ処理実施計画

基本方針、ごみの排出量見込み、ごみの排出抑制のための方策に関する事項
収集運搬計画、適正処理等、中間処理計画、最終処分計画

一般廃棄物処理業の許可に関する方針

第 3 節 生活排水処理実施計画

基本方針、生活排水処理形態人口見込み及びし尿・浄化槽汚泥排出量見込み
収集運搬計画、中間処理計画

③令和 5 年度磐田市一般廃棄物処理実施計画策定のポイント

- ・ 磐田市一般廃棄物処理基本計画と整合を図り、10 年間で 10% のごみの減量を目指し、令和 4 年度の実績値を参考にごみ排出量の見込みを設定。
- ・ 令和 4 年台風 15 号の災害廃棄物については、別途集計して令和 5 年度の目標値を設定。

令和 5 年度
磐田市一般廃棄物処理実施計画

(案)

令和 5 年 月

磐 田 市

目次

第1節 総則 1

第2節 ごみ処理実施計画 2

第3節 生活排水処理実施計画 11

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第6条第1項及び磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第13条に基づき、**令和5年度**磐田市一般廃棄物処理実施計画を定める。

第1節 総則

1 目的

本計画は、**令和5年度**における一般廃棄物等の処理に関して、市民・事業者の理解と協力による3Rの推進に向けた取組み、収集運搬、中間処理、最終処分等に係る計画を定め、廃棄物の減量や資源化を推進するとともに、生活環境を清潔に維持し、公衆衛生の向上と市民の福祉増進に努めるものとする。

また、SDGsの目標達成にも貢献していくものである。

《廃棄物処理におけるSDGs》



2 計画期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

3 計画区域

磐田市全域

第2節 ごみ処理実施計画

1 基本方針

- (1) 市民・事業者の理解と協力による3Rの推進
- (2) ごみの適正処理の推進
- (3) 最適なごみ処理体制の構築

2 ごみの排出量見込み

(1) 令和5年度ごみの排出量見込み

排出量見込み	排出量	可燃ごみ	資源にするごみ	埋立ごみ
定期収集ごみ量	27,440 t	24,000 t	3,130 t	310 t
直接搬入ごみ量	15,660 t	14,500 t	870 t	290 t
合計	43,100 t	38,500 t	4,000 t	600 t

3 ごみの排出抑制のための方策に関する事項

(1) 3Rの推進に関する主な取組み

- ① 施設見学等を実施し、ごみの減量やリサイクルの必要性について啓発するとともに、広報やホームページ等でごみの減量やリサイクルに関する情報を随時発信する。
- ② ごみ発生抑制のため、市民や事業者による多量の枝木や草などの搬入について、再生利用業者への搬入を促進する。また、燃えるごみとしてクリーンセンターへ剪定枝・刈草を搬入する市民や事業所へ再生活用を推奨するためのチラシを配布する。
- ③ 資源回収の奨励金交付と生ごみ堆肥化容器の設置費補助を行い、家庭から排出されるごみの減量・リサイクルを推進する。
- ④ 雑がみ530（ごみゼロ）スタンプラリーを実施し、市民がリサイクルできる紙類を分別するきっかけとする。
- ⑤ 市役所やひと・ほんの庭にこっとの展示スペースで3Rやプラスチックごみ削減、食品ロス削減等の啓発活動を行うことで、市民のごみに関する意識の向上を図り、より一層のごみ減量・リサイクルを推進する。

(2) 食品ロス削減に関する主な取組み

- ① 家庭ごみの約9割を占める可燃ごみの組成調査によりごみの減量施策を検討する。可燃ごみに含まれる食品ロスの実態把握とプラスチック一括回収のための資料として活用する。
- ② 市内事業者と連携し、「値引きシールを集めて食品ロス削減キャンペーン」を実施する。
- ③ 家庭や事業所で余っている食品を集め、NPO法人や社会福祉協議会を通じて、フードドライブ事業を推進する。

(3) プラスチックごみ削減に関する主な取組み

- ① マイボトルやマイバッグの持参を推進することで、使い捨てプラスチック製品の排出抑制やプラスチックごみの削減に努める。
- ② プラスチック資源循環促進法の動向を注視し、プラスチック一括回収に適切に対応する。
- ③ 使用済で廃棄されるクリアファイルをリサイクルステーションで新たに回収する。
- ④ マイバッグの利用促進や、レジ袋削減に取り組むため、市ホームページや広報いわたで啓発する。

(4) ごみの適正処理に関する主な取組み

- ① 回収日時や分別方法、品目ごとの分別早見表などを掲載した家庭ごみ収集カレンダーやごみ分別ガイドブックを配布し、周知、啓発する。
- ② ごみ集積所の新設や修繕に要する費用の一部を補助金として自治会に交付する。
- ③ 自己搬入の手段を持たない家庭に、有料で戸別収集を実施する。
- ④ 特別な事情があり、ごみ袋の記名が難しい方に記号を割り当てる手続きを始める。
- ⑤ 事業者向けのごみの分け方・出し方パンフレットを作成し、市内事業所への配布や、市ホームページで排出者責任や適正処理、リサイクル等の周知、啓発をする。
- ⑥ 外国人向けにごみ分別ガイドブックを作成し、ごみの適正処理を周知、啓発する。
- ⑦ 外国人向けにごみの出し方動画を製作する。
- ⑧ 磐田市クリーンセンターで展開検査を実施し、搬入される事業系一般廃棄物の可燃ごみから紙類・古着の資源化を進めるとともに、排出事業者や法第7条第1項の規定により本市が許可した収集運搬業者（以下、「許可業者」という。）に対し可燃ごみに産業廃棄物を混入しないよう指導を行う。
- ⑨ 審議会を開催し、一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理の推進に関する事項、その他必要な事項について審議する。

(5) 最適なごみ処理体制に関する主な取組み

- ① 市民が排出した廃食用油をコンテナ方式で回収し、バイオディーゼルに精製し、軽油の代替燃料として、市の収集車に使用する。
- ② 磐田市クリーンセンターへ搬入される剪定枝等の樹木をチップ化し、資源化を推進する。
- ③ 焼却灰やガラス、陶器の処理を民間施設に委託し、効率的・安定的な資源化を行う。
- ④ 大規模地震や台風などが発生した時の災害廃棄物に対応するため、仮置場の資材拡充を図る。
- ⑤ 市民の排出環境充実を図るため、リサイクルステーションで回収する品目に電子タバコ、加熱式タバコ、携帯式扇風機などの充電式電池が内蔵された機器を追加する。

4 収集運搬計画

(1) 家庭系廃棄物

① 収集運搬体制

市の委託による収集運搬又は施設への自己搬入を基本とし、対応できない廃棄物については、市による粗大ごみ戸別収集制度の利用又は排出者から許可業者への委託による収集運搬とする。

② 分別区分と排出方法

家庭ごみ収集カレンダーに定める収集地区毎に収集日を定め、地域のごみ集積所に排出する。

分別区分	排出方法	収集回数
可燃ごみ	①市指定の可燃ごみ専用袋を使用する。指定袋に入らないごみは指定の大きさに切り、市指定ごみ収集券をごみに貼付する。ただし、プラスチック使用製品類は、可燃ごみ専用袋に入る物のみとする。 ②一度に2袋までとする。ただし、剪定枝・草は別に2束又は2袋まで排出可能とする。 ③1袋の重量は、概ね8kg以内とする。	週2回
空き缶	ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。 ※スプレー缶は専用のコンテナへ入れる。	月1回
空きびん	無色・茶色・その他の色の3種類に分け、ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。	
ペットボトル	ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。	
廃食用油	ペットボトル等の空き容器に入れ、ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。	
プラスチック製容器包装	①市指定の不燃ごみ専用袋を使用する。 ②一度に4袋までとする。	週1回
金物・小型電化製品	①市指定の不燃ごみ専用袋を使用する。入らない場合は30cm×50cm×120cm以内に限り市指定ごみ収集券をごみに貼付する。 ②一度に3袋までかつ1袋の重量は、概ね8kg以内とする。	月1回
有害ごみ	市指定の不燃ごみ専用袋を使用するか、ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。(電池、水銀入り体温計、蛍光管など)	
埋立ごみ	①指定の不燃ごみ専用袋を使用する。入らない場合は30cm×50cm×120cm以内に限り市指定ごみ収集券をごみに貼付する。 ②一度に2袋まで、かつ1袋の重量は、概ね8kg以内とする。	

- ③ 収集運搬方法
市から委託された事業者が、「家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託仕様書」に定められた方法で、収集運搬する。
- (2) 事業活動に伴う一般廃棄物
- ① 収集運搬体制
排出事業者及び許可業者（別表 1）とする。
- ② 収集運搬方法
排出事業者及び許可業者の許可車両により、公衆衛生に十分配慮して収集運搬するものとする。
- ③ 処理の方法及び処理主体
可燃ごみは、磐田市クリーンセンターへ搬入し、焼却するものとする。
- (3) 再生利用されることが確実であると市長が認めた一般廃棄物
- ① 収集運搬体制
法施行規則第 2 条第 2 号の規定により市から収集運搬の指定をされた事業者（別表 2）とする。
- ② 収集運搬方法
指定を受けた車両により、公衆衛生に十分配慮して収集運搬するものとする。
- ③ 処理主体
法施行規則第 2 条の 3 第 2 号の規定により市から一般廃棄物処分業の指定を受けた事業者（別表 3）に搬入の上、処理及び処分するものとする。
- (4) 粗大ごみ等の一般廃棄物
- ① 市が指定する処理施設へ搬入する。
- ② 自己搬入の手段を持たない世帯等は、市の粗大ごみ戸別収集又は許可業者を利用する。
- (5) 資源ごみの回収
リサイクルステーションを開設し、資源ごみを無料で回収する。

受入日時		実施場所	
月～金曜日 (祝日・年末年始を除く)	8:30 ～ 17:00	リサイクルステーション	新島 252-2
毎週日曜日 (年末年始を除く)	9:00 ～ 11:00	福田交番西向かい	福田 2483
第 2 日曜日		竜洋古紙ストックヤード	平間 1613-1
第 3 日曜日		豊岡支所南側駐車場	下野部 48
第 4 日曜日		磐田市防災備蓄ステーション (旧豊田支所) 北側駐車場	森岡 150

5 適正処理等

(1) 在宅医療廃棄物

- ① 注射器等の鋭利な医療廃棄物は医療機関等へ持ち込むものとし、感染性廃棄物として医療機関等が処理を行う。
- ② ①以外の非鋭利な医療廃棄物については、感染性等の恐れがある物（内容物や付着物等）を事前に除去し、分別区分に従い、家庭系廃棄物として処理を行う。

(2) パソコン及び携帯電話（タブレット型端末含む）

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、不要となったパソコンは製造メーカーに回収を依頼、携帯電話は販売店で回収を依頼するほか、公共施設に設置した回収BOXを利用して処理する。

(3) その他

① 自己処理を行う一般廃棄物

一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には管理者とする。以下同じ。）は、廃棄物を自ら収集し、運搬し、又は処分するときは、法施行令第3条の基準に従い処理しなければならない。

② 多量の一般廃棄物

一時に多量の一般廃棄物を生ずる土地及び建物の占有者は、自ら処理しなければならない。ただし、自ら処理できないときは、その旨を市長に届け出て、その処理方法について指示を受けなければならないものとし、市長は廃棄物の特性に応じ、市で定める施設への持込み等につき指示するものとする。

③ 犬、ねこ等の死体の処理及び処分

犬、ねこ等の死体は、その飼い主又は占有者において自ら処分しなければならない。ただし、自ら処分できないときは、市長にその旨を届け出て、その処理方法について、指示を受けなければならない。犬、ねこ等の死体で市が取り扱うものは、民間施設へ委託し、火葬するものとする。

(4) 市が収集しないごみ

① 個別リサイクル法等に基づきメーカー等により回収されるごみ

品目	処理の方法
特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。） 施行令第1条各号に規定する機械器具（エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機）	排出者は、家電リサイクル法に基づき、小売業者に引取りを依頼するか、排出者が自ら、又は市の粗大ごみ戸別収集を利用して指定の引取場所に搬入する。
自動車	排出者は、使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、都道府県知事等の登録を受けた業者に引取りを依頼する。
自動二輪車 （原動機付き自転車を含む。）	排出者は、国内二輪車メーカー及び輸入事業者の自主的取組みである二輪車リサイクルシステムに基づく「廃棄二輪車取扱店」又は「指定取引窓口」に持ち込み、引取りを依頼する。

② 処理施設において処理が困難なごみ

品目	処理の方法
プロパンガスボンベ（家庭用カセットボンベを除く。）	排出者はプロパンガス取扱店に相談するか、購入店に引取りを依頼する。
消火器	排出者は、消火器メーカーの自主的取組みである廃消火器リサイクルシステムに基づきメーカーに依頼する。
ガソリン、灯油、 オイル（植物性油を除く）	排出者は、ガソリンスタンドに処理を相談するか、購入店に引取りを依頼する。
自動車・自動二輪車の解体部品 （タイヤ、ホイール、 ドア、燃料タンク等）	排出者は、自動車販売業者、カーショップ、タイヤ専門店、ガソリンスタンド、解体業者等に処理を相談するか、購入店に引取りを依頼する。
バッテリー、ピアノ、 太陽光パネル、石膏ボード、 農薬などの薬品	排出者は、購入店又はメーカー等に引取りを依頼する。
その他の処理困難物	専門業者又は購入店に引取りを依頼する等の方法により適正に処理するものとする。

6 中間処理計画

ごみ種類ごとの中間処理計画は、次のとおりとする。

(1) 可燃ごみ

施設名 (所在地)	処理能力 処理方法	ごみ種類	中間処理 計画量	資源化 計画量
磐田市クリーンセンター (磐田市刑部島 301)	・ 112t/日×2 炉 (焼却炉) ・ ストーカ式焼却炉	可燃ごみ	<u>38,500 t</u>	<u>2,210 t</u>

資源化計画量 2,210t のうち 2,200t については、民間施設にて焼却灰を資源化

(2) 資源ごみ

施設名 (所在地)	処理能力 処理方法	ごみ種類	中間処理 計画量	資源化 計画量
中遠広域粗大ごみ処理施設 (磐田市新貝 59-1)	・ 49.2t/日 ・ 破碎：二軸せん断式破碎 衝撃せん断式破碎 ・ 選別：磁力選別・風力選別 ・ 圧縮：油圧プレス 油圧圧縮梱包 ・ 保管可能容量：132 m ³	プラスチック製 容器包装	<u>1,370 t</u>	<u>1,360 t</u>
		金物・ 小型電化製品	<u>1,160 t</u>	<u>692 t</u>
		有害ごみ パソコン 携帯電話	<u>70 t</u>	<u>70 t</u>
磐田広域リサイクルセンター (磐田市小中瀬 722)	・ 保管可能容量：658 m ³	空きびん	<u>670 t</u>	<u>665 t</u>
		ペットボトル	<u>180 t</u>	<u>175 t</u>
民間施設	—	空き缶・ スプレー缶	<u>190 t</u>	<u>190 t</u>
		廃食用油	<u>40 t</u>	<u>40 t</u>
		古紙・古布	<u>270 t</u>	<u>270 t</u>
		ガラス・陶器 羽毛布団 使い捨てライター 金物	<u>50 t</u>	<u>50 t</u>

7 最終処分計画

埋立ごみ及び中間処理施設で処理された後に排出される残渣の最終処分計画は、次のとおりとする。

施設名 (所在地)	施設規模 埋立方式	処理対象物	最終処分 計画量
中遠広域一般廃棄物最終処分場 (周智郡森町一宮 3606-3)	・ 埋立容量：199,806 m ³ ・ 準好気性埋立 (セル・サンドイッチ方式)	埋立ごみ	<u>600 t</u>
		焼却残渣	<u>2,300 t</u>
		処理残渣	<u>265 t</u>

8 一般廃棄物処理業の許可に関する方針

法第7条第1項及び法第7条第6項に基づく一般廃棄物処理業の許可に関する方針を次のとおり定める。

(1) 基本的な考え方

一般廃棄物処理業の許可を行うにあたっては、継続的かつ安定的な一般廃棄物の処理が実施されるよう、適切な運用を行うこととする。

(2) 一般廃棄物処理業者の新規許可について

本市及び既存の許可業者による一般廃棄物の収集又は運搬が困難な状況にはないため、法第7条第5項又は法第7条第10項の規定に基づく、一般廃棄物処理業の新規許可は行わない。ただし、一般廃棄物の処理が困難と判断した場合は、この限りではない。

(3) 一般廃棄物収集運搬業の許可範囲の見直し

引越しや遺品整理で発生した多量の粗大ごみ等を処理施設に自己搬入できない方を対象に、磐田市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者が、有料で本人に代わって処分を行うことができる制度を令和5年4月1日から開始する。

なお、家庭系廃棄物の収集運搬許可を付与するのは、以下の条件を満たす者とする。

- ・磐田市内に主たる営業所である本社を有する者であること。
- ・磐田市一般廃棄物収集運搬業の許可（取り扱いの種類 厨芥類、木屑、紙、布）を有している者であること。

別表1 許可業者一覧（令和5年4月1日現在）

名 称	所 在 地
(株)アドバンス中部サービス	御前崎市宮内 248-5
(有)池上産棄クリーン	磐田市高見丘 515
(有)大橋商事	磐田市池田 703-1
(有)オカダ商店	浜松市南区楊子町 1121-8
(株)紙資源リサイクルセンター	富士市蓼原 110
(有)久野商店	浜松市南区兎野町 219
(有)クリーンオオシバ	磐田市下本郷 231-32
(株)コーシンサービス	磐田市笠梅 1220-18
(株)三共	浜松市南区田尻町 203-1
(株)タマヤ	浜松市南区鶴見町 2500-3
東海環境整備(株)	磐田市岩井 2037-3
(株)ハシモト	磐田市中泉 2640-2
磐南浄化槽(株)	磐田市下岡田 358-2
(株)磐南クリーン	磐田市堀之内 1750-3
(有)深田商店	磐田市下野部 1138-2
富士勝飼料(株)	浜松市北区三方原町 2142-5
丸九環境整備(有)	浜松市南区瓜内町 241
(株)ヤードウエスト浜松	磐田市富丘 226-4
(株)山本エコロジーサービス	浜松市中区神田町 758
(有)やまや伊藤商店	磐田市国府台 634-1
(株)リサイクルクリーン	浜松市天竜区二俣町二俣 41
(株)ミダックライナー	浜松市東区有玉南町 2163

別表2 再生輸送業者一覧（令和5年4月1日現在）

名 称	所 在 地
(有)丸十産業	磐田市大久保 767-25
金井 靖裕（養豚業）	磐田市藤上原 533-30
長谷川 正治（養豚業）	磐田市向笠西 460-2

別表3 再生活用業者一覧（令和5年4月1日現在）

名 称	所 在 地
(有)丸十産業	磐田市大久保 767-25
(株)ヤードウエスト浜松	磐田市富丘 226-4
金井 靖裕（養豚業）	磐田市藤上原 533-30
長谷川 正治（養豚業）	磐田市向笠西 460-2

第3節 生活排水処理実施計画

1 基本方針

- (1) 公共下水道：整備区域内における下水道接続への啓発・指導
- (2) 農業集落排水施設：西島・玉越地区及び敷地地区の施設の適正な処理
- (3) 合併処理浄化槽：補助金制度の活用を促す広報活動
- (4) し尿処理施設：安定した収集業務と整備状況や搬入状況に応じた施設運営・施設管理

2 生活排水処理形態人口見込み及びし尿・浄化槽汚泥排出量見込み

- (1) 磐田市一般廃棄物処理基本計画における令和5年度生活排水処理形態人口見込み

行政区域内人口	167,394人
水洗化・生活雑排水処理人口	155,570人
公共下水道	145,578人
農業集落排水	1,647人
合併処理浄化槽	8,345人
水洗化・生活排水未処理人口	8,714人
非水洗化人口（くみ取り便槽）	3,110人

- (2) し尿・浄化槽汚泥排出量見込み

排出量見込み	し尿	浄化槽汚泥
27,000 kℓ	3,800 kℓ	23,200 kℓ

3 収集運搬計画

- (1) し尿

① 収集区域

下水道及び農業集落排水処理施設接続世帯を除く市内全域とし、磐田市が直接収集する施設を除くその他の世帯は、許可業者による業者間地域割とする。

② 収集運搬を行う者とその収集地域

磐田市及び許可業者とし、収集する地域は次のとおりとする。

名 称	所 在 地	地 域
(有)磐田クリーンサービス	磐田市下岡田 358-2	磐田地区（区域割有）
(株)ハシモト	磐田市中泉 2640-2	
磐南浄化槽(株)	磐田市下岡田 358-2	福田・竜洋・豊田地区
天竜二俣清掃(株)	浜松市浜北区竜南 258	豊岡地区

③ 収集の申込み及び収集運搬方法

地域担当許可業者に各自申し込むものとする。申込みを受けた許可業者は、できるだけ早期に許可を受けた車両により公衆衛生に十分配慮して収集し、磐田市衛生プラントへ搬入するものとする。

④ 処理の方法及び処理主体

磐田市衛生プラントにおいて直接脱水＋希釈・下水道放流方式により処理するものとする。

(2) 浄化槽汚泥

① 収集区域

下水道及び農業集落排水処理施設接続世帯を除く市内全域とする。

② 収集運搬を行う者とその収集地域

許可業者とし、収集する地域は次のとおりとする。

名 称	所 在 地	地 域
(株)ハシモト	磐田市中泉 2640-2	磐田地区
磐南浄化槽(株)	磐田市下岡田 358-2	磐田・福田・竜洋・豊田地区
天竜二俣清掃(株)	浜松市浜北区竜南 258	豊岡地区

③ 収集の申込み及び収集運搬方法

地域担当許可業者に各自申し込むものとする。申込みを受けた許可業者は、速やかに許可を受けた車両により公衆衛生に十分配慮して収集し、磐田市衛生プラントへ搬入するものとする。

④ 処理の方法及び処理主体

磐田市衛生プラントにおいて直接脱水＋希釈・下水道放流方式により処理するものとする。

(3) 浄化槽清掃

① 清掃区域

下水道及び農業集落排水処理施設接続世帯を除く市内全域とする。

② 清掃を行う者とその清掃地域

許可業者であって、浄化槽法第 35 条第 1 項の規定により許可した事業者とし、清掃する地域は次のとおりとする。

名 称	所 在 地	地 域
(株)ハシモト	磐田市中泉 2640-2	磐田地区
磐南浄化槽(株)	磐田市下岡田 358-2	磐田・福田・竜洋・豊田地区
天竜二俣清掃(株)	浜松市浜北区竜南 258	豊岡地区

③ 清掃の申込み

地域担当清掃業者に各自申し込むものとする。

4 中間処理計画

名 称	所 在 地	処理能力・処理方法
磐田市衛生プラント	磐田市千手堂 2066	し尿 6 kl/日, 浄化槽汚泥 92 kl/日 直接脱水＋希釈・下水道放流

剪定枝・刈草は

燃やさずリサイクルへ！



裏面もご覧ください！

市内の搬入先情報



磐田市イメージキャラクター
ひっぺ
©磐田市

リサイクルすることでたくさんのメリットがあります！

メリット
1

ごみ焼却量の減少
CO₂削減&地球温暖化防止！



メリット
2

チップ化して堆肥等に使用
循環型社会に貢献！



メリット
3

クリーンセンター以外の近くの施設に搬入
搬送距離&時間効率化！



再生業者情報

令和5年2月20日時点の情報です。
料金等が変更される場合があります。

(株)ヤードウエスト浜松

住 所	上神増 1021
連絡先	0539-62-4766
料 金 (税抜き)	【定額】 1車(軽トラック)：3,000円 【計算】 枝：15円/kg 草：20円/kg 草・枝の混合：20円/kg
搬 入 時 間	8時～17時(12時～13時除く)
定休日	日曜日 ゴールデンウィーク 夏季休暇(お盆) 年末年始

(有)丸十産業

住 所	大久保 727-3
連絡先	0538-59-0047
料 金 (税抜き)	【計算のみ】 枝：12円/kg 草：18円/kg 草・枝の混合：18円/kg
搬 入 時 間	8時～17時(12時～13時除く)
定休日	日曜日 ゴールデンウィーク 夏季休暇(お盆) 年末年始

新東名高速道路

イワタ草木リサイクルセンター

住 所	塩新田 300
連絡先	0538-55-6465
料 金 (税抜き)	【定額】 1車(軽トラック)：3,000円 【計算】 枝：15円/kg 草：20円/kg 草・枝の混合：20円/kg
搬 入 時 間	8時～17時(12時～13時除く)
定休日	日曜日 ゴールデンウィーク 夏季休暇(お盆) 年末年始

東名高速道路

(参考)

磐田市クリーンセンター

住 所	刑部島 301
連絡先	0538-35-3717
料 金 (税込み)	【計算のみ】 157円/10kg
搬 入 時 間	【月曜～金曜日】 8時30分～16時15分 【第2・第4日曜日/祝日】 8時30分～12時45分
定休日	土曜日 第1・第3・第5日曜日 年末年始

お問い合わせ

磐田市役所 ごみ対策課 ごみ減量推進グループ
TEL 0538-37-4812 / FAX 0538-36-9797